

令和5年12月25日
瀬戸内海印刷株式会社

人権方針

私達は、自らの事業活動において影響を受ける全ての人々の人権を尊重し、持続可能な社会の発展に貢献して参ります。

人権尊重に対する責任

私達は、人権を侵害しない事、また、自らの事業活動上生じる人権への負の影響に対応する事により人権尊重の責任を果たせるように取り組んで参ります。

適用範囲

本方針は瀬戸内海印刷全ての役員と従業員に適用します。また、私達は、調達先と販売先をはじめとしたビジネスパートナーに対し、人権を支持し、侵害しないように働きかけ、協働して人権尊重を推進して参ります。

事業活動

法令、規制、ならびに顧客やその他の要求事項等を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、企業倫理に沿った適正な経営を実践します。

人権項目

差別

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障害などによる差別、セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど人権を無視する行為は行いません。

結社の自由と団体交渉権

私達は、組合結成の自由と団体交渉権を含む従業員の権利を尊重します。対話を通じた良好な労使関係を築きます。

強制労働

私達は、強制労働を行いません。また、債務労働や人身売買を含む、いかなる形態の現代奴隷も許容しません。

児童労働

私達は、国・地域毎の法令で定める就業年齢に達しない児童には労働させません。また、若年労働者を危険有害労働に従事させません。

労働時間と賃金

私達は、各国・地域において適用される、労働時間と賃金に関する法令を遵守します。

労働安全衛生

私達は、法令に則り、従業員の権利を尊重した健全な労働条件の整備、および安全で働きやすい職場環境の維持・向上に努めます。

プライバシーの権利

私達は、個人のプライバシーを尊重し、保護します。個人情報取り扱いに際しては、関連法規を遵守し、適切に対応する事で情報の紛失と漏洩を防止します。

ビジネスパートナー

私達は、全てのビジネスパートナーに対して、人権について私達の考え方を共有して参ります。私達は、サプライヤーを始め、その他の関係するステークホルダーとも連携する事に取り組みます。

地域社会

私達は、私達の事業活動が、地域住民の健康、先住民の権利等に影響を与える可能性がある事を理解しています。私達は、各国・地域の文化や習慣を理解する事に加えて、こうした課題と関係する人権を尊重する事を通じて、地域社会からの要請・期待に応えて参ります。

救済措置

私達は、私達が人権に対する負の影響を引き起こした事が判明した場合、責任者に報告又は「内部通報制度窓口」（救済への通報・相談窓口体制図）に通報出き、適切な手続きを通じてその救済に取り組んで参ります。

情報開示及び教育

私達は、本方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、説明責任を果たすため、事業活動の取り組みについて、ホームページにて報告して参ります。また、私達は本方針の実効性を確保するため、適切な教育を行って参ります。

ダイバーシティへの取り組み

私達は、多様な人材が生き生きと働ける組織を作り、一人一人が自らの役割をよく認識し、互いに多様な働き方や価値観を尊重出来る取り組みをしています。

障害者雇用の取り組み

私達は、ハローワークと連携を取り、担当者と本人に会社へ訪問頂き、工場見学や実際に職場実習を行って頂き、就業機会が提供出来る取り組みをしています。

人権尊重の周知

私達は、私達の全ての事業活動と関係する人権への負の影響の防止・軽減・救済に適切に対応いたします。そして持続可能な活動を通じ、社会からの信用や企業価値の維持・向上に繋げ、経営リスクの抑制をし、地域の社会的・経済的な進歩への貢献をいたします。今後も、人権尊重の重要性を理解し、継続的な教育と啓発を通じて、全従業員へ周知いたします。